

我孫子市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、出資団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和4年9月2日

我孫子市監査委員 山 口 幹 夫
我孫子市監査委員 豊 島 庸 市

出資団体監査報告書

我孫子市土地開発公社

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山口 幹夫
豊島 庸市

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体に対する監査

3 監査の期日

令和4年7月29日（金）

4 監査の対象

監 査 対 象 団 体	出 資 金 額	主 管 部 課
我孫子市土地開発公社	昭和49年(設立時) 5,000,000円	財政部 財政課

5 監査の方法

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)に執行した出納その他の事務の執行が法令、定款、各種規程等に適合し適正に行われているか、又、出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として監査を実施した。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

本団体は、公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 組 織

本団体には、役員として9名の理事と2名の監事があり、理事のうち1名が理事の互選により理事長となっている。事業は、主に事務局長(兼)課長1名、事業係長(兼)業務係長1名(課長補佐と兼務)、その他3名の職員で行っている。

(3) 主な事業の内容

- ア 公有用地取得、造成その他の管理事業
- イ 公有用地売却事業

7 監査結果

我孫子市土地開発公社の事業運営は、出資目的に沿って実施されており、出納その他の事務の処理は、概ね適正であることを認めた。

8 意見

令和3年度における我孫子市土地開発公社の決算状況については、下ヶ戸・中里線等用地取得事業に係る公有用地の売却収益、保有土地賃貸等収益及び事業外収益などの収入に対し、販売費及び一般管理費など支出が上回り、当期純損失は589,434円となった。なお、前年度(令和2年度)の決算と比較すると、さらに純損失は14,519円増加し、当該団体の経営は厳しい状況が続いていると考える。このため、前年度と同様、草刈委託業務等に係る経費削減や、資金の運用等による収益増加により一層努められ、今後も経営の効率化・安定化に向けて取り組まれない。